

宝安寺社会事業部虐待防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第9号）に基づき、宝安寺社会事業部（以下「法人」という。）の各事業所における利用者（ほうあんふじ及びほうあんうみの利用園児を含む。以下同じ。）に対する事業所内の虐待を防止するための委員会（以下「虐待防止委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 虐待防止委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 利用者への虐待の未然防止
- (2) 利用者への虐待の再発防止
- (3) 利用者への虐待が起きた際の対応及び検証
- (4) その他、利用者への虐待を防止する上で必要な事項

(委員の構成)

第3条 虐待防止委員会は次の委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 法人本部長
- (3) 各事業所長（虐待防止マネージャー）
- (4) 利用者、利用者家族代表
- (5) 障害者虐待防止に知見のある第三者
- (6) 第8条第2項に定める部会長
- (7) その他虐待防止対策委員会委員長(以下「委員長」という。)が適当と認めた者

(委員長等)

第4条 委員長は理事長とする。

2 虐待防止委員会の副委員長は委員長の指名による。

(成立・議決)

第5条 虐待防止委員会は3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

2 虐待防止委員会の議決は、出席した委員の2分の1以上の賛成をもって可決する。

(部会)

第6条 虐待防止委員会に次の部会を置く。

- (1) 身体拘束適性化部会

- (2) 権利擁護部会
- (3) 虐待対応検証部会

(部会の所掌事項)

第7条 前条に定める部会(以下「各部会」という。)の所掌事項は次のとおりとする。

(1) 身体拘束適性化部会

利用者に対する身体拘束の実施状況の把握、身体拘束の実施判断に関する検証、身体拘束の廃止に向けた取組みの推進等。なお、不適切と思われる身体拘束が認められた場合は、当該案件について虐待対応検証部会に付託しなければならない。

(2) 権利擁護部会

利用者に対する虐待の未然防止及び再発防止のための職員研修等の企画及び実施に係る研修プログラムの作成、チェックリスト、倫理綱領、職員行動規範、虐待防止マニュアル等の指針の整備及び啓発、虐待防止に係る情報発信等。

(3) 虐待対応検証部会

利用者に対する虐待事案(疑いの場合を含む。以下同じ。)が確認された際の対応、検証及び再発防止策の策定等。

(部会の構成)

第8条 各部会の構成員は次のとおりとする。

(1) 身体拘束適性化部会

法人内各事業所及び法人本部の課長(含む課長補佐)、主任、副主任等(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を含む)の中から委員長が適当と認めた者。

(2) 権利擁護部会

法人内各事業所及び法人本部の課長(含む課長補佐)、主任、副主任等(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を含む)の中から委員長が適当と認めた者。

(3) 虐待対応検証部会

理事長、法人本部長、各事業所長、当該事業所サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者及び委員長が適当と認めた者。

2 各部会において、互選により部会長を選出するとともに、部会長は副部会長を指名する。

(報告)

第9条 各部会長は委員長へ活動内容を適宜報告するものとする。

2 委員長は、各部会の代表者に随時報告を求めることができる。

(委員会及び各部会の開催)

第10条 虐待防止委員会は年に1回以上の開催を基本とし、重大な虐待が生じた場合はそ

の都度開催するものとする。

- 2 身体拘束適性化部会は年に2回の開催を基本とする。
- 3 権利擁護部会は2か月に1回の開催を基本とする。
- 4 虐待対応検証部会は利用者に対する虐待事案を把握後速やかに開催する。
- 5 虐待防止委員会は委員長が、部会は各部会長が招集する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、虐待防止委員会を運営する上で必要な事項は委員長がその都度定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 「社会福祉法人宝安寺社会事業部虐待対応委員会要綱」及び「社会福祉法人宝安寺社会事業部権利擁護・虐待防止委員会要綱」「虐待防止及び対応マニュアル」は廃止する。